

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名	応用技術株式会社	
代 表 者	代表取締役社長	笹 森 近
	( J A S D A Q ・ コード 4356 )	
問 合 せ 先	取締役管理本部長	前 原 夏 樹
電 話 番 号	06-6373-0440 ( 代表 )	

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」について下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、企業目標達成のための経営活動を効率的に遂行し、若しくはその状況を監視・監督することを意図して設計されたコーポレート・ガバナンス体制の下、善管注意義務、忠実義務を自らの行動規範の基本に置いて、法令、定款はもとより組織規程、取締役会規程等の社内諸規定を遵守し、また、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための環境を適時的に整備し、内部統制システムの運用を通じ、コンプライアンス体制を強化する。

コンプライアンス担当取締役、内部監査室及び管理本部は、コンプライアンス体制の更なる強化を担っていく。なお、当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務の執行については、監査役会の定める監査方針及び分担に従い、経営機能に対する監視・監督を行うこととしており、取締役の法令違反の抑制・防止に寄与するものとする。

### 2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、稟議規程、会議規程、文書管理規程等において、各種情報の保存、管理に関する規定を設け、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を実施しているが、情報へのアクセス方法の改善やIT化を進め、更に体制の整備を進めるものとする。

### 3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

想定されるリスク（損失の多寡、不正や誤謬の発生）を未然に防止、若しくは最小限にとどめることを念頭においたリスク・マネージメントの観点から、取締役会規程、稟議規程、職務権限規程、業務管理規程等を制定しており、リスク管理に関する体制は合理的に整備されている。

このリスク管理方式は、業務の推進過程の中に準備された内部牽制機能によって支えられているものであり、これらが更に有効に機能するよう改善していくこととする。

取締役が善管注意義務を果たしていることを客観的に証明するために、取締役及び使用人の職務の執行の効率性確保を阻害することなく、リスク管理の各プロセスにおける業務の文書化等の整備を進めていく。

#### 4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとしている。また、経営方針及び経営戦略等に関わる重要事項は、経営会議の審議を経て執行決定する制度を設け、取締役の職務の執行の効率化を図っている。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程を制定し、取締役及び使用人の業務の執行が効率的に行われるよう体制を構築しているが、業務効率の更なる向上を目指し、業務の合理化、IT化を進めていくものとする。

#### 5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当取締役及び内部監査室による経常的なモニタリングより、コンプライアンス規程を実効あらしめるものとしている。コンプライアンスに関する研修体制や内部者通報制度の充実を進め、コンプライアンスの更なる強化を図っていく。

なお、毎月1回定期的に開催する拡大経営会議では、執行役員からその業務の執行の状況に関する報告を受け、多角的な監督を行うこととしており、この体制の下、使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図っている。

#### 6．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はトランス・コスモス株式会社の子会社であり、その企業集団の一員として企業グループ全体として、業務の適正を確保することが重要であるとの基本認識をコンプライアンスの基礎に置いている。

親会社との連携体制については、親会社取締役の当社取締役の兼務、親会社が主催する内部監査研究会への参画や管理部門会議の定期的開催を通じ、大所高所の、また、実務的な連携強化を図り、共通認識に基づくコンプライアンス（内部統制を含む）の強化・改善を進めている。

親会社においては、「子会社に対する不当な取引の要求等を防止するための体制」が構築されており、当社としては特段の体制を必要としないが、当社の取締役会規程、稟議規程、職務権限規程、業務管理規程等の適正な運用を通じ、親会社との不当な取引は必然的に排除される仕組みを構築している。

#### 7．監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が補助使用人を置くことを求める場合、監査役は、その人数、要件、期間及び理由を書面により管理本部長に提出することとしており、その求めに対し取締役は以下のとおり対処することとしている。

- (1) 管理本部長は、監査役と調整のうえ補助使用人を選任し、可及的速やかに取締役会に付議し、監査役の求めに応ずることを原則とする。
- (2) 補助使用人は、取締役からの独立性の確保を重視し、原則として監査役の専属とし、監査役の職務の補助に対する指揮命令は監査役に帰属させる。

補助使用人の報酬は社内規程に準拠し、人事考課については監査役と調整のうえ所定の手続きに準拠し、管理本部長が決定することとする。また、予め定めた期間中に人事異動が必要となった場合は、監査役と調整のうえ、前述の手続きに準拠することとする。

## 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、次の事項につき監査役会に報告することとしております。

- (1) 取締役会で決議された事項
- (2) 毎月の経営状況として重要な事項
- (3) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- (4) 内部監査状況及びコンプライアンス担当取締役の活動状況

なお、監査役は、取締役会並びに定例経営会議・拡大経営会議に出席しているため、これらの会議において決議または報告された事項については、監査役会に対しても報告したものとみなすこととしている。

## 9. その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役兼任禁止規定の趣旨を踏まえ、コンプライアンス担当取締役及び内部監査室と節度ある連携を取り合い、監査役監査を実効的に行うこととしている。また、管理本部総務部が、監査役会の事務的補助を行うこととしている。

## 10. 適時適正開示を行うための体制

開示マニュアルを制定し、役職員に周知徹底を図り、開示情報の網羅性を確保するとともに、経営会議において内容確認を行うことにより適正性を確保し、トランス・コスモス株式会社の企業集団の一員であることを念頭に置いた適時適正開示を行うこととしている。

以上